

佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 3月18日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 9 号

佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例の施行期日を定める規則

佐賀県聴覚障害者サポートセンター設置条例（平成 25 年佐賀県条例第 24 号）の施行期日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。